

あいサポート運動のさらなる推進（障害者差別解消法の改正）

これまでの動きと法改正

2006年12月 国連総会で障害者の権利に関する条約の締結

2007年 9月 日本による条約署名

2009年11月 鳥取県発「あいサポート運動」開始

理念：障がいについて、正しく理解します

行動：困っている障がいのある方に、ちょっとした手助けや配慮をします

「障害者差別解消法」に先行し、「あいサポート運動」をスタート

※あいサポーター数562,819人

7県14市6町と連携協定（R3.4末現在）

2013年 6月 障害者差別解消法の成立

「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」は、あいサポート運動として先行して取り組み

2021年 5月 改正障害者差別解消法の成立（6月4日公布）

合理的配慮の提供（改正前）

行政機関等

義務

民間事業者

努力義務



合理的配慮の提供（改正後）

義務

義務 ※公布3年以内に施行



※合理的配慮とは：過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うこと。

あいサポート運動向上事業 2百万円

[普及啓発]あいサポート運動向上のためのシンポジウム(Web)

- ・法改正を契機としたあいサポート精神を再確認し、向上を図る場
- ・学識経験者やあいサポート企業による対談、取組事例報告等

[環境づくり支援]民間事業者の合理的配慮（社会的障壁の除去）に必要な経費の助成

例：携帯スロープや筆談ボードの購入、点字化等
コミュニケーション支援に要する経費